

平成25年度(2013年度)山口県公立学校教員採用候補者選考試験実施大綱

山口県教育委員会

1 目的

この試験は、平成25年度(2013年度)における山口県の公立学校の教員としての採用を志願する者について、その採用に当たっての選考資料とするために実施するものです。

2 選考区分、志願区分(校種等)及び教科

試験は、次の表のとおり行い、一つの選考区分、志願区分(校種等)に限り志願できます。ただし、表下に示す特定の教科等については併願を認めます。

選考区分	志願区分(校種等)	教科等	
一般選考	小学校		
	中学校	国語、社会、数学、理科、音楽 ^{※1} 、美術 ^{※2} 、保健体育、技術、家庭、外国語(英語)	
	高等学校	国語、地理歴史、数学、理科、保健体育、芸術(音楽 ^{※3} 、美術 ^{※4})、外国語(英語)、情報【注1】、農業、工業、商業、水産	
	特別支援学校	小学部	
		中学部	中学校の試験を実施する教科 ^{※1} 、 ^{※2}
高等部		高等学校の試験を実施する教科(科目等) ^{※3} 、 ^{※4}	
	養護教諭		
社会人特別選考		小学校、中学校及び高等学校の試験を実施する教科(科目等)	
スポーツ・芸術特別選考		中学校の保健体育 ^{※5} 、音楽 ^{※6} 、美術 ^{※7} 、高等学校の保健体育 ^{※5} 、芸術(音楽 ^{※6} 、美術 ^{※7})	
理療科教諭特別選考		特別支援学校高等部の理療	
身体障害者を対象とした選考		・小学校、特別支援学校小学部 ・中学校、高等学校、特別支援学校中学部及び高等部の試験を実施する教科(科目等)	

(※1) 一般選考における中学校音楽と特別支援学校中学部音楽との併願

(※2) 一般選考における中学校美術と特別支援学校中学部美術との併願

(※3) 一般選考における高等学校芸術(音楽)と特別支援学校高等部芸術(音楽)との併願

(※4) 一般選考における高等学校芸術(美術)と特別支援学校高等部芸術(美術)との併願

(※5) スポーツ・芸術特別選考における中学校保健体育と高等学校保健体育との併願

(※6) スポーツ・芸術特別選考における中学校音楽と高等学校芸術(音楽)との併願

(※7) スポーツ・芸術特別選考における中学校美術と高等学校芸術(美術)との併願

【注1】「情報」で採用された場合は、他の所有免許状の教科を担当することがあります。

3 志願者の特例(試験の一部免除)

平成24年度山口県公立学校教員採用候補者選考試験の第一次試験を受験し、第二次試験で不合格となった者のうち、総合評価ランクがA又はBであるものについては、第一次試験を免除します(平成24年度と同一の選考区分の志願区分(校種等)の教科(科目等)が実施され、かつ同一の選考区分の志願区分(校種等)の教科(科目等)を志願する場合に限り。)	以下 特例志願者A という。
現に他の都道府県において国公立学校(国公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校)に在職している教員(任期を定めて任用される者及び非常勤の者を除く。)で、平成24年3月31日現在、3年以上の勤務経験(受験する志願区分(校種等)の教科(科目は問わない。)と同一の勤務経験に限る。また、休職、育児休業等、勤務実態のない期間を除く。)を有するものが、同一志願区分(校種等)の教科(科目は問わない。)で出願した場合は、第一次試験を免除します。	以下 特例志願者B という。
現に他の都道府県において国公立学校(国公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校)に在職している教員(任期を定めて任用される者及び非常勤の者を除く。)が、出願時の勤務と同一志願区分(校種等)で出願した場合は、教職専門を免除します。	以下 教職専門免除者A という。
山口県内の公立学校(公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校)において山口県教育委員会が任用する臨時的任用教員(教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭)又は非常勤講師(非常勤養護教諭を含む。)として、過去3年間(平成21年4月1日から平成24年3月31日まで)において通算24月以上の在職期間を有するものは、教職専門を免除します。ただし、非常勤講師としての在職期間は、その在職期間に1/2を乗じ、小数点以下を切り捨てて算出します。臨時的任用教員と非常勤講師の勤務経験を有するものの月数は、臨時的任用教員の在職月数と非常勤講師の換算在職月数の合計とします。 なお、在職月数の算定にあたっては、月に1日でも在職していれば1月とします。また、同一月に複数の任用がある場合は、いずれか一校のみを対象とします。	以下 教職専門免除者B という。

4 受験資格

学校教育法第9条各号及び地方公務員法第16条各号に規定する欠格条項に該当しない者並びに教育職員免許法に基づき授与された各相当の普通免許状を有する者又は平成25年3月31日までに各相当の普通免許状を取得見込みの者（このうち、高等学校の「情報」を志願する者にあつては、「情報」の普通免許状に加え、「情報」以外の普通免許状（国語、地理歴史、公民、数学、理科、保健体育、音楽、美術、外国語（英語）又は家庭の普通免許状に限る。）を有する者又は平成25年3月31日までに取得見込みの者。また、特別支援学校小学部、中学部及び高等部の志願区分で志願する者（併願も含む。）にあつては、盲学校教諭、聾学校教諭、養護学校教諭、特別支援学校教諭のいずれかの普通免許状を有する者又は平成25年3月31日までに取得見込みの者）であつて、次の(1)～(5)の選考区分ごとに掲げる条件のいずれにも該当するものが受験できます。

(1) 一般選考

昭和48年4月2日（高等学校の農業、工業、商業及び水産の教科並びに特別支援学校高等部の農業、工業、商業及び水産の教科の志願者にあつては、昭和43年4月2日）以降に生まれた者又は昭和38年4月2日以降に生まれ、現に他の都道府県において、国公立学校に在職している教員（任期を定めて任用される者及び非常勤の者を除く。）

(2) 社会人特別選考

ア 現に民間企業等に5年以上継続勤務する者で、その勤務経験により、出願する校種・教科(科目等)に関する高度の専門的な知識又は技能を有すると認められ、かつ教員の職務を行うのに必要な素養と熱意を有するもの

イ 昭和48年4月2日以降に生まれた者

(3) スポーツ・芸術特別選考

ア 中学校の保健体育・音楽・美術、高等学校の保健体育・芸術（音楽、美術）を志願する者

イ 昭和48年4月2日以降に生まれた者

ウ 次のいずれかに該当する者

① スポーツの分野において、国際的な大会に日本代表として出場した者又は全国的な大会で極めて優秀な成績を収めた者

② 芸術の分野において、国際的なコンクール・展覧会等で優秀な成績を収めた者又は全国的なコンクール・展覧会等で極めて優秀な成績を収めた者

(4) 理療科教諭特別選考

ア 特別支援学校高等部の理療を志願する者

イ 昭和38年4月2日以降に生まれた者

※ 相当の普通免許状の取得又は取得見込がない場合でも、実施要項で定める要件を満たす者については受験できます。この場合、採用候補者名簿登載後、教育職員検定に合格し、特別免許状の授与を受ける必要があります。

(5) 身体障害者を対象とした選考

ア 一般選考の要件をすべて満たす者

イ 身体障害者手帳の交付を受けている者

ウ 介護なしで職務の遂行が可能な者

【注】特例志願者Aについては、(1)から(5)までに定める年齢を超えている場合にも受験を認めます。

5 実施要項（志願書類を含む。）の発表等

(1) 発表日（配付開始日）

平成24年5月17日（木）予定

(2) 配付場所

山口県庁（受付、中央県民相談室及び山口県教育庁教職員課）、山口県内総合庁舎（地方県民相談室等）、山口県東京事務所、山口県大阪事務所、山口県内各市町教育委員会

(3) 郵便による請求方法

山口県教育庁教職員課に請求してください。封筒の表に「教員志願書類請求」と朱書きし、140円分の切手を貼った住所、氏名（〇〇様とする。）及び郵便番号明記の返信用封筒（角2型：縦33cm、横24cmのもの）を必ず同封してください。

なお、同時に2部請求する場合は60円分の切手を割増郵送料として追加して貼り付けてください。

請求先：〒753-8501 山口市滝町1番1号 山口県教育庁教職員課 ☎ 083-933-4550

6 志願書類受付期間

平成24年5月18日（金）から6月8日（金）まで受け付けます（土曜日及び日曜日を除く。）。

受付窓口は、山口県教育庁教職員課です。

受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までです。

郵送の場合は、平成24年6月8日（金）までの消印のあるものは有効とします。

一般選考（一部を除く。）については、インターネットによる出願も受け付けます。インターネットによる受付は、平成24年5月18日（金）午前9時から6月1日（金）午後5時までです。

7 選考試験の期日及び会場

(1) 第一次試験

対象者：全ての選考区分の志願者（ただし、特例志願者A及び特例志願者Bを除く。）

期 日	平成24年7月21日(土)、22日(日)
会 場	山口県立山口高等学校、山口県立山口中央高等学校、山口県立西京高等学校、 國學院大學たまプラーザキャンパス（東京会場）【注1】

【注1】 國學院大學たまプラーザキャンパス（神奈川県横浜市）においては、小学校、中学校の数学及び理科並びに高等学校の数学、理科、農業、工業、商業及び水産の第一次試験のみ実施する予定です。

【注2】 身体障害者を対象とした選考は、山口県内の3会場のみで実施する予定です。

(2) 第二次試験

対象者：第一次試験合格者、特例志願者A及び特例志願者B

期 日	平成24年8月25日(土)、26日(日)、27日(月)【注1】
会 場	山口県立山口高等学校、山口県立山口中央高等学校、山口県立西京高等学校

【注1】 8月27日(月)については、一般選考、社会人特別選考及び身体障害者を対象とした選考のうち、小学校及び特別支援学校小学部の志願者を対象に実施します。

8 選考試験の内容

選 考 区 分	第 一 次 試 験	第 二 次 試 験
一 般 選 考 身体障害者を対象とした選考	教 職 専 門【注1】 教 科 専 門 集 団 面 接（討議） 実 技【注2】 特別支援教育専門【注3】	適 性 検 査 個 人 面 接 集 団 面 接 （模擬授業・討議）
社 会 人 特 別 選 考	教 科 専 門 集 団 面 接（討議） 実 技【注2】	小 論 文 実 技【注4】
ス ポー ツ ・ 芸 術 特 別 選 考	個 人 面 接（口述試験）	
理 療 科 教 諭 特 別 選 考	集 団 面 接（討議）	

【注1】 教職専門免除者A及び教職専門免除者Bについては、教職専門を免除します。

【注2】 実技は、特定の志願区分（校種等）・教科等の志願者（小学校及び特別支援学校小学部の志願者を除く。）を対象に実施します。

【注3】 特別支援教育専門は、特別支援学校の志願者を対象に実施します。
なお、併願を希望する者についても実施します。

【注4】 実技は、小学校及び特別支援学校小学部の志願者を対象に実施します。

9 採用候補者名簿への登載と採用

(1) 選考試験結果の通知は、平成24年9月27日（木）に行う予定です。

(2) 選考試験結果に基づき、採用候補者を採用候補者名簿に登載します。

(3) 採用は、採用候補者名簿登載者の中から必要に応じて行います。なお、小学校、中学校及び高等学校の採用候補者名簿登載者の中から特別支援学校へ配置することもあります。

(4) 平成25年度採用候補者のうち、大学院進学を理由として採用の延期を申し出た者が、次のいずれにも該当した場合は、平成27年度採用候補者名簿に登載します。
・平成27年3月31日までに大学院修士課程を修了できること。
・平成27年3月31日までに合格した志願区分の校種、教科の専修免許状が取得できること。

(5) 平成25年度採用候補者のうち、大学院在学中であり、引き続き修学することを理由として採用の延期を申し出た者が、次のいずれにも該当した場合は、平成26年度採用候補者名簿に登載します。
・平成26年3月31日までに大学院修士課程を修了できること。
・平成26年3月31日までに合格した志願区分の校種、教科の専修免許状が取得できること。

【注】 (4)、(5)については、教職大学院の専門職学位課程についても、大学院修士課程と同様の取り扱いとします。

10 主な変更点

(1) 山口県内の公立学校における臨時的任用教員等を対象とした一部試験免除

山口県内の公立学校（公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校）において山口県教育委員会が任用する臨時的任用教員（教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭）又は非常勤講師（非常勤養護教諭を含む。）として、過去3年間（平成21年4月1日から平成24年3月31日まで）において通算24月以上の在職期間を有するものは、第一次試験における教職専門を免除します。ただし、非常勤講師としての在職期間は、その在職期間に1/2を乗じ、小数点以下を切り捨てて算出します。臨時的任用教員と非常勤講師の勤務経験を有するものの月数は、臨時的任用教員の在職月数と非常勤講師の換算在職月数の合計とします。

なお、在職月数の算定にあたっては、月に1日でも在職していれば1月とします。また、同一月に複数の任用がある場合は、いずれか一校のみを対象とします。

(2) 現職教員を対象とした第一次試験の免除

現に他の都道府県において国公立学校（国公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校）に在職している教員（任期を定めて任用される者及び非常勤の者を除く。）で、平成24年3月31日現在、3年以上の勤務経験（受験する志願区分（校種等）の教科（科目は問わない。）と同一の勤務経験に限る。また、休職、育児休業等、勤務実態のない期間を除く。）を有するものが、同一志願区分（校種等）の教科（科目は問わない。）で出願した場合は、第一次試験を免除します。

(3) 理療科教諭特別選考の受験年齢の上限の引上げ

理療科教諭特別選考の受験年齢をこれまでの39歳以下から49歳以下とし、現に他の都道府県において国公立学校に在職している教員については、これまでの44歳以下から49歳以下とします。【注】年齢は平成25年4月1日時点です。

(4) 社会人特別選考において教科専門（筆記試験）・実技を実施

社会人特別選考において、これまで第一次試験で実施していた個人面接（口述試験）に代え、一般選考で実施する教科専門・実技を実施します。

(5) 選考にあたっての考慮事項の新設

全ての選考区分における全校種・教科（科目等）の受験者のうち、次の①又は②に該当する者は、採用候補者の選考にあたって考慮します。

- ①スポーツの分野において、オリンピックや世界選手権等の国際的な大会に日本代表として出場した者、又は日本選手権等の全国的な大会のトップレベルの選手が参加する競技の、団体戦若しくは個人戦において、原則としてベスト4以上に入賞した者。ただし、団体戦の場合には、正選手であった者
- ②芸術の分野において、国際的なコンクール・展覧会等で優秀な成績を収めた者、又は全国的なコンクール・展覧会等で極めて優秀な成績を収めた者

11 その他

身体に障害がある志願者については、障害の状態等に応じて、実技の免除、車椅子の使用や点字及び拡大文字による受験等の配慮をしますので、出願時に申し出てください。

試験についてのお問い合わせ先

山口県教育庁教職員課

〒753-8501 山口市滝町1番1号

☎ 083-933-4550